

## 南島原市公用車広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南島原市公用車に掲載する広告（以下「公用車広告」という。）について、その基準を定めるものとする。

(公用車広告の掲載方法)

第2条 公用車広告の掲載方法は、次のとおりとする。

- (1) ラッピングフィルム、カッティングシート、マグネットシート等の剥離可能な素材を車体に貼付する方法で行う。
- (2) 公用車広告の掲載に伴う車体塗装は、一切行わない。

(公用車広告の一般基準)

第3条 公用車広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 公用車の運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。

(道路交通の安全上からの基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する公用車広告は、道路交通の安全を阻害するおそれがあるものとして広告を掲載しない。

- (1) 次に掲げる周囲の運転者の誤解を招く公用車広告
  - ア 発光材料、蛍光材料又は反射効果を有する材料を使用するもの
  - イ 色彩が信号機、道路標識等の効力を妨げるおそれのあるもの
  - ウ その他デザインが周囲の運転者の誤解を招くおそれのあるもの
- (2) 次に掲げる周囲の運転者の注意が散漫となる公用車広告
  - ア デザインの構成がストーリー性のある4コマ漫画又は映像表示のもの
  - イ 文字表記が縦書きのもの
  - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄若しくは文字が過密なもの
  - エ その他デザインにより周囲の運転者の注意が散漫となるおそれのあるもの

(都市景観上の基準)

第5条 公用車広告が次に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは、広告を掲載しない。

- (1) デザインは、イメージを主とし、文字を手段とする情報は、最小限にと

どめること。

(2) 地色に派手な原色又は金銀色を使用しないこと。

(3) 顔、手等の身体の一部を強調するようなデザインでないこと。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。